

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規程第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 第19条の規定は、前項の過誤納金について準用する。</p> <p>(前渡金の支払)</p> <p>第20条の4 前渡金管理者は、支払をしようとするときは、債権者において記名押印<u>又は署名</u>した領収書を徴しなければならない。ただし、債権者から領収書を徴することが不適當又は著しく困難な場合は、直近の上司の支払証明書又は払込受付明細書をもって領収書に代えることができる。</p> <p>第25条 <u>削除</u></p>	<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 第19条<u>及び第25条</u>の規定は、前項の過誤納金について準用する。</p> <p>(前渡金の支払)</p> <p>第20条の4 前渡金管理者は、支払をしようとするときは、債権者において記名押印した領収書を徴しなければならない。ただし、債権者から領収書を徴することが不適當又は著しく困難な場合は、直近の上司の支払証明書又は払込受付明細書をもって領収書に代えることができる。</p> <p><u>(領収書の徴収)</u></p> <p>第25条 <u>水道課長は、現金による支払をしたときは、債権者の領収書を受け取らなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印</u></p>

した旨を申し出た場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。